

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年1月24日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	久山町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.hisayama.fukuoka.jp/tyousei/gyousei/mynumber/mynumber_Announcement.html

執行機関名 久山町教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	久山町立学校児童、生徒就学援助(平成14年久山町教育委員会規則第1号)による就学援助の実施に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、久山町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年久山町条例第22号)別表第1第4項 久山町立学校児童、生徒就学援助(平成14年久山町教育委員会規則第1号)による就学援助の実施に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	久山町立学校児童、生徒就学援助規則(平成14年久山町教育委員会規則第1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童、生徒に対し必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		久山町立学校児童、生徒就学援助規則(平成14年久山町教育委員会規則第1号)久山町立学校児童、生徒就学援助規則施行規程(平成14年久山町教育委員会訓令第1号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	久山町立学校児童、生徒就学援助規則(平成14年久山町教育委員会規則第1号)第5条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	就学援助費(ただし医療費は除く。)の支給対象となる者に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	久山町立学校児童、生徒就学援助規則施行規程(平成14年久山町教育委員会訓令第1号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	久山町立学校児童、生徒就学援助規則施行規程(平成14年久山町教育委員会訓令第1号)第2条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報